

利用規約

nico-Forest(以下、本スタジオといいます)のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1条

本スタジオの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の收受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は nico-Forestが行います。

第2条

本スタジオは、会員が自己管理のもとで施設を利用できることを前提とし、本スタジオ、本スタジオのスタッフおよび他の施設利用者に対し信義に従い誠実に行動することを入会の条件とします。なお、次の各号のいずれかに該当する方は本スタジオの会員になることはできません。

1. 本規約、本スタジオの諸規則および注意事項等(以下「本規約等」といいます。)を遵守できない方
2. 社会的信用のある書面等により本人であることの確認ができない方
3. 刺青をしている方
4. 暴力団関係者を始めとする反社会的勢力に該当すると本スタジオが判断した方
5. 健康状態に異常があり、医師等により運動を禁じられている方
6. 伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している方
7. 本スタジオにおいて過去に除名等の理由により会員資格を喪失した方
8. 公序良俗に反する行為等により、公的、私的を問わずスポーツクラブ等の会員制の団体より会員資格の停止または除名等の処分を受けたことのある方
9. 本スタジオが発行する施設利用券による利用者等、会員とならずに本スタジオを利用した方で、公序良俗に反する行為等により、過去に本スタジオより利用禁止を宣告された方または本スタジオが利用禁止の判断をした方
10. その他本スタジオが会員としてふさわしくないと判断した方

なお、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第3条

本スタジオに入会する方は所定の入会手続きを行い、本スタジオの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求められることがあります。入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第4条

会員は、本スタジオの定める入会金を、所定の方法で本スタジオに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第5条

本スタジオは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本スタジオの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合も除名以前

- の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
2. 本スタジオの施設・機材を故意に毀損したとき。
 3. 本規約等、その他本スタジオが定める事項に違反したとき。
 4. 本スタジオの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
 5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
 6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
 7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
 8. 本スタジオの合理的な指示・指導に従わないとき。
 9. その他本スタジオが、社会通念に照らし、本スタジオ会員としてふさわしくないと認めたとき。

第6条

会員は次の場合にその資格を喪失します。

- (1)退会
- (2)死亡
- (3)除名
- (4)運営上重大な理由による本スタジオの閉鎖または解散

第7条

会員は、本スタジオの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本スタジオが定めるものとします。

第8条

- 1.会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本スタジオに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本スタジオの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
- 2.一回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会費は本スタジオの定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。

第9条

会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本スタジオに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本スタジオの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本スタジオが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第10条

本スタジオは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本スタジオの都合により休業することがあります。施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、予告なく施設を休業することができるものとします。

第11条

本スタジオは、次の事由により本スタジオの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本スタジオの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。

3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第12条

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本スタジオの施設を利用するものとします。
2. 本スタジオは、会員が本スタジオの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本スタジオの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。会員同士の本スタジオ内外でのトラブルについても同様とします。
3. 会員は、本スタジオにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本スタジオの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

第13条

本スタジオは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本スタジオは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

第14条

本規約は2025年7月7日より施行します。